

○武家屋敷設置及び管理に関する条例施行規則

平成 17 年 3 月 31 日

松江市規則第 193 号

改正 平成 17 年 7 月 12 日規則第 300 号

令和 4 年 3 月 30 日松江市規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、武家屋敷設置及び管理に関する条例（平成 17 年松江市条例第 281 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部使用)

第 2 条 市長において、武家屋敷の目的及び用途を妨げないと認めた場合に限り、その一部を特定の者に使用させることができる。

(損害賠償)

第 3 条 武家屋敷を使用する者がこれを滅失し、若しくは損傷したとき、又は松江市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(入場料の割引)

第 4 条 条例第 12 条の規定による割引は、5 割を限度として次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 他の観光施設等の管理者と共同で発行する共通割引券等を利用して入場する場合
- (2) 別に定める者が運営する交通機関を利用するものが別に定める乗車券等を提示して入場する場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、武家屋敷の利用を促進するものとして特に必要と認める場合

(雑則)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 12 日松江市規則第 300 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日松江市規則第 28 号） 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中松江城天守登閣料に関する規則第 4 条第 3 号の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。